

○桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会の 委員の定数等を定める条例施行規則

平成18年6月13日
規則第1号

改正 平成25年3月6日規則第1号

平成26年2月19日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年5月桜井宇陀広域連合条例第1号）第2条の規定により、桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は2とする。

(合議体の委員の定数)

第3条 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(合議体の招集)

第4条 合議体は、審査会の会長が招集する。

(合議体の長の職務代理者)

第5条 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ当該合議体の長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月6日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。